



# 熊本県公報

第 1 1 8 6 4 号  
平成 21 年 12 月 4 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢者支援総室) 1
○指定介護予防サービス事業者の指定	( // ) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	( // ) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( // ) 2
○指定居宅介護支援事業者の指定	( // ) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
○公有水面埋立しゅん功認可	(漁港漁場整備課) 3
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高年齢者支援総室) 4
○保安林の指定	(森林保全課) 4
○平成21年度土木一式工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(監理課) 4
○救急医療機関に関する認定	(医療政策総室) 6
○臨時種畜検査の実施	(畜産課) 6
<b>公 告</b>	
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 6
○都市計画法による開発行為工事完了公告	( // ) 6
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 6
○平成21年度ふぐ処理師試験の実施	(健康危機管理課) 7
○知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部改正	(私学文書課) 8
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 10
○中心市街地の活性化に関する法律第36条第1項の規定に基づく第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	(商工政策課) 11
○換地計画の決定	(農村整備課) 11
○熊本県外に主たる営業所を有する建設業者の平成22・23年度における入札参加者資格審査申請(定例)の受付	(監理課) 11
○測量・建設コンサルタント業者等の平成22・23年度における入札参加者資格審査申請(定例)の受付	( // ) 14
○熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の平成22年度における入札参加者資格審査申請(追加)の受付	( // ) 16
○一般競争入札の実施	( // ) 17
○道路の位置指定の公告	(建築課) 22
○県有財産の売却	(管財課) 22
○公共測量の実施	(監理課) 23
<b>登 載 依 頼</b>	
○第17回熊本県地域福祉推進委員会の開催	(熊本県地域福祉推進委員会) 23
○平成21年度第2回くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会の開催	(くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会) 23
○鉄砲刀剣類所持等取締法等令事務取扱事務取扱規則の全部改正	(警察本部生活安全企画課) 24

## 告 示

熊本県告示第1066号  
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンターひとよし	株式会社ニチイ学館	平成21年12月1日

人吉市西間下町字一本杉132番地1		
-------------------	--	--

**熊本県告示第1067号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンターひとよし 人吉市西間下町字一本杉132番地1	株式会社ニチイ学館	平成21年12月1日

**熊本県告示第1068号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
あいえずヘルパーステーション 熊本市貢町780番地8	特定非営利法人自立応援団	平成21年12月1日

**熊本県告示第1069号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
あいえず ヘルパーステーション 熊本市貢町780番地8	特定非営利法人自立応援団	平成21年12月1日

**熊本県告示第1070号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。  
平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンターひとよし 人吉市西間下町字一本杉132番地1	株式会社ニチイ学館	平成21年12月1日

**熊本県告示第1071号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市栢宇土町字下仁谷野933番5、944番1、949番、950番、952番、973番1、978番
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下仁谷野949番、950番、978番、933番5・944番1・952番

- ・973番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1072号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町今泉字銭亀1169番、1170番1、1171番2、1174番、1175番1、1175番3、1182番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字銭亀1171番2、1169番・1174番・1175番3・1182番2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1073号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日  
平成21年11月25日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
上天草市大矢野町上1514 大道漁港管理者 上天草市
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
上天草市龍ヶ岳町大道字唐網代2361の2、2362の4、2362の2、2362の1、2363、2364、2366、2369、2370、2370の2、2375の3、及びこれらの区域に隣接介在する無番地（道路）地先公有水面
  - (2) 区域  
次の①の地点から⑰の地点を順次直線で結んだ線及び⑰の地点と①の地点を結ぶ平成5年春分の日における満潮位（D. L. +3.66メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
 ①の地点 唐網代鼻灯台（北緯32度22分25.5秒、東経130度21分28.15秒）から309度20分31秒 284.137メートルの地点  
 ②の地点 ①の地点から 164度16分33秒 49.667メートルの地点  
 ③の地点 ②の地点から 74度31分27秒 3.485メートルの地点  
 ④の地点 ③の地点から 74度46分05秒 13.306メートルの地点  
 ⑤の地点 ④の地点から 345度22分54秒 0.979メートルの地点  
 ⑥の地点 ⑤の地点から 74度49分21秒 5.431メートルの地点  
 ⑦の地点 ⑥の地点から 163度55分12秒 0.877メートルの地点  
 ⑧の地点 ⑦の地点から 74度31分31秒 24.781メートルの地点  
 ⑨の地点 ⑧の地点から 347度00分37秒 0.890メートルの地点  
 ⑩の地点 ⑨の地点から 73度40分25秒 5.268メートルの地点  
 ⑪の地点 ⑩の地点から 162度59分12秒 0.943メートルの地点  
 ⑫の地点 ⑪の地点から 74度15分07秒 24.845メートルの地点  
 ⑬の地点 ⑫の地点から 343度09分09秒 0.925メートルの地点  
 ⑭の地点 ⑬の地点から 73度40分32秒 5.273メートルの地点  
 ⑮の地点 ⑭の地点から 163度02分53秒 0.977メートルの地点

⑬の地点 ⑭の地点から 74度14分59秒 11.126メートルの地点  
 ⑮の地点 ⑯の地点から 30度01分03秒 37.844メートルの地点

(3) 面積 5,303.60平方メートル

- 4 埋立地の用途 漁港施設用地
- 5 埋立免許の年月日及び番号 平成5年11月2日熊本県指令漁第34号
- 6 関係書類の備置場所 熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに上天草市農林水産課

**熊本県告示第1074号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
かいご110番はぎわら 八代市末広町3番地6	社会福祉法人 権現福祉会	平成21年12月1日

**熊本県告示第1075号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字城山136番、142番、143番1、145番2、146番1、147番、148番1、148番2、149番、150番、153番、156番、字清瀧174番、175番1、177番1、181番、182番、183番1、192番1、194番1、196番、197番、198番1、198番2、199番、202番、204番、208番、215番1、215番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字城山156番、字清瀧196番、199番、202番、174番・175番1・197番・198番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1076号**

平成21年度において熊本県が発注する建設工事のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）が適用される建設工事に係る入札参加者資格を得ようとする者の申請方法等について、特例政令第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 第1 調達の対象となる建設工事の種類 土木一式工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第1に規定するもの）
- 第2 申請の受付期間 平成21年12月4日（金）から平成21年12月16日（水）までとする。  
 その後も申請を受け付けるが、この場合は入札に間に合わないことがある。
- 第3 申請の方法等
  - 1 申請の要件 本申請は、別に公告する特例政令が適用される建設工事に係る一般競争入札についての競争参加資格確認申請書を提出したときに限り行うことができる。

- 2 申請書の入手方法  
「入札参加者資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）の入手方法は、第 9 の問い合わせ先に問い合わせること。
- 3 申請書の提出方法  
申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、「入札参加者資格認定通知書」を郵送するための郵便切手（第一種定形郵便物の料金に簡易書留料金を加算した額）をはった定形封筒とともに、第 9 の提出場所に持参すること。  
  - (1) 工事経歴書
  - (2) 営業所一覧表
  - (3) 法第 27 条の 2 3 に規定する経営事項審査結果通知書（入札参加者資格の審査の申請をする日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降のもので、直近の審査基準日のもの）の写し
  - (4) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
  - (5) 申請日の直前の次に掲げる税の納税証明書
    - ア 国税  
申請者が法人である場合は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）、申請者が個人である場合は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）
    - イ 熊本県税  
申請者が法人である場合は法人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書、申請者が個人である場合は個人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書（熊本県内に事業所を有する者に限る。）
- 4 申請書等の作成に用いる言語等  
  - (1) 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
  - (2) 申請書及び添付書類中の金額については、日本国通貨額を記載すること。（外国通貨額にあっては、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条の外国貨幣換算率により換算した日本国通貨額を記載すること。）
- 第 4 競争に参加することができない者  
次に掲げるもののいずれかに該当する者  
  - 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
  - 2 令第 167 条の 4 第 2 項に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者
  - 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - 4 申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - 5 第 1 の建設工事の種類について、法第 3 条の規定による許可を受けていない者
  - 6 第 1 の建設工事の種類について、法第 27 条の 2 3 の規定による経営事項審査を受けていない者
  - 7 国税及び熊本県税の納税を怠っている者
  - 8 その他熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成 15 年熊本県告示第 221 号）第 3 条各号のいずれかに該当する者
- 第 5 入札参加者の資格及びその審査  
  - 1 第 4 の競争に参加することができない者については、入札参加者資格がないと認定する。
  - 2 第 4 の競争に参加することができない者以外の者については、申請日の直前に受けた経営事項審査の総合評点の高い順に配列し順位を付して一般競争（指名競争）入札参加資格があると認定する。
- 第 6 資格審査結果の通知  
「入札参加者資格認定通知書」により通知する。
- 第 7 資格の有効期間及び更新手続  
  - 1 入札参加者資格の有効期間  
資格認定の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
  - 2 有効期間の更新手続  
1 の有効期間の経過後も引き続き入札参加者資格を得ようとする者は、平成 21 年度中に平成 22 年度に係る競争参加者の資格に関する告示を予定しているので、当該告示に従い入札参加者資格の審査の申請をすること。
- 第 8 その他  
  - 1 特定建設工事共同企業体についての申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公告する。
  - 2 既に入札参加者資格の申請を行い認定された者は、本告示による入札参加者資格の申請を行う必要はない。
- 第 9 申請書の提出場所及び問い合わせ先  
郵便番号 862-8570  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県土木部 監理課 建設係  
電話 096-333-2485

**熊本県告示第1077号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。  
平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
大橋通クリニック	山鹿市大橋通703	平成21年11月26日から 平成24年11月25日まで

**熊本県告示第1078号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。  
平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第4条に規定する牛
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成21年12月24日（木）	午前10時から	社団法人家畜改良事業団 熊本種雄牛センター （西原村）

## 公 告

**熊本県公告第633号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字砥川字宮園2128番の一部  
496.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
鹿児島市西陵七丁目20番1号  
有馬 伸明

**熊本県公告第634号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
玉名市岱明町古閑字古閑原371番  
1,660.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
玉名市岱明町古閑388番地  
社会福祉法人熊本東翔会

**熊本県公告第635号**

球磨郡多良木町に事務所を置く多良木町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。  
平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	吉村 守	球磨郡多良木町大字黒肥地 7 3 8 6 番地
理事	吉川 敏朗	球磨郡多良木町大字久米 1 0 9 番地 2
理事	野村 耕右	球磨郡多良木町大字多良木 2 6 9 7 番地 1
理事	川辺 富一	球磨郡多良木町大字奥野 1 1 5 2 番地
理事	渕田 十四勝	球磨郡多良木町大字多良木 1 5 1 0 番地
理事	野島 康一	球磨郡多良木町大字久米 7 8 8 番地
理事	椎葉 洋行	球磨郡多良木町大字黒肥地 4 2 8 9 番地
理事	田山 直実	球磨郡多良木町大字多良木 7 7 8 番地
理事	田中 林平	球磨郡多良木町大字多良木 1 8 1 4 番地
理事	福屋 高	球磨郡多良木町大字久米 1 4 0 4 番地
理事	猪口 孝光	球磨郡多良木町大字黒肥地 8 5 7 0 番地 5
理事	那須 長典	球磨郡多良木町大字久米又 1 6 8 5 番地
理事	尾方 敬次郎	球磨郡多良木町大字久米 3 3 3 番地
理事	柳原 繁美	球磨郡多良木町大字多良木 2 1 7 番地
理事	吉田 良一	球磨郡多良木町大字奥野又 1 0 3 0 番地
理事	吉田 征也	球磨郡多良木町大字黒肥地 5 6 7 5 番地 3
監事	尾方 清一	球磨郡多良木町大字黒肥地 3 3 4 0 番地
監事	那須 末喜	球磨郡多良木町大字多良木 1 5 1 6 番地 4
監事	矢立 幸統	球磨郡多良木町大字奥野 1 1 4 番地
就任		
理事	吉村 守	球磨郡多良木町大字黒肥地 7 3 8 6 番地
理事	吉川 敏朗	球磨郡多良木町大字久米 1 0 9 番地 2
理事	野村 耕右	球磨郡多良木町大字多良木 2 6 9 7 番地 1
理事	川辺 富一	球磨郡多良木町大字奥野 1 1 5 2 番地
理事	渕田 十四勝	球磨郡多良木町大字多良木 1 5 1 0 番地
理事	野島 康一	球磨郡多良木町大字久米 7 8 8 番地
理事	椎葉 洋行	球磨郡多良木町大字黒肥地 4 2 8 9 番地
理事	田山 直実	球磨郡多良木町大字多良木 7 7 8 番地
理事	田中 林平	球磨郡多良木町大字多良木 1 8 1 4 番地
理事	福屋 高	球磨郡多良木町大字久米 1 4 0 4 番地
理事	猪口 孝光	球磨郡多良木町大字黒肥地 8 5 7 0 番地 5
理事	那須 長典	球磨郡多良木町大字久米又 1 6 8 5 番地
理事	尾方 敬次郎	球磨郡多良木町大字久米 3 3 3 番地
理事	柳原 繁美	球磨郡多良木町大字多良木 2 1 7 番地
理事	吉田 良一	球磨郡多良木町大字奥野又 1 0 3 0 番地
理事	吉田 征也	球磨郡多良木町大字黒肥地 5 6 7 5 番地 3
監事	尾方 清一	球磨郡多良木町大字黒肥地 3 3 4 0 番地
監事	那須 末喜	球磨郡多良木町大字多良木 1 5 1 6 番地 4
監事	矢立 幸統	球磨郡多良木町大字奥野 1 1 4 番地

**熊本県公告第 6 3 6 号**

熊本県ふぐ取扱条例（昭和 3 3 年熊本県条例第 2 7 号）第 8 条第 3 項の規定により平成 2 1 年度のふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第 4 項の規定により公告する。  
平成 2 1 年 1 2 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時  
平成 2 2 年 2 月 7 日（日）午前 9 時から
- 2 試験会場  
熊本市春竹町 4 8 1  
常盤家政調理師専門学校

- 3 試験科目
  - (1) 筆記試験
    - ア 公衆衛生学
    - イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
    - ウ 栄養学
    - エ 衛生関係法規
    - オ 調理理論
  - (2) 実地試験
    - ア 処理技術
    - イ 内臓鑑別
    - ウ 魚種鑑定
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書
    - イ 履歴書
    - ウ 写真2葉（申請前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票に貼付すること。）
  - (2) 受験手数料  
13,400円
  - (3) 受験願書の受付期間  
受験願書の受付期間は、平成22年1月5日（火）から平成22年1月15日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。  
郵送の場合は、平成22年1月15日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (4) 受験の申込み  
試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、関係書類に手数料13,400円を添えて、最寄りの保健所に提出すること。ただし、受験者で県外に住所を有するものは、熊本県庁（郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県健康福祉部健康危機管理課）へ提出すること。
- 5 合格基準
  - (1) 筆記試験  
5科目の合計得点が満点の6割以上であること。ただし、1科目でも満点の4割未満のものがある場合は不合格とする。
  - (2) 実地試験  
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表
  - (1) 合格者の発表は、平成22年2月23日（火）午前10時に、県庁本館ロビー、県内各保健所及び県庁ホームページにて行う。
  - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 問い合わせ
  - (1) 願書の請求及び試験についての照会は、県内各保健所及び熊本県健康福祉部健康危機管理課（電話096-333-2248（ダイヤルイン）又は096-383-1111 内線7190）に行うこと。  
なお、郵便による願書の請求は、80円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。
  - (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する場合には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から（合格発表の日にあっては、午前10時から）午後5時30分までの間に熊本県健康福祉部健康危機管理課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。
- 8 その他  
受験者は、受験票及び上履きを持参し、筆記試験においては筆記用具、実施試験については料理包丁、布巾、帽子、清潔な作業着（白衣等調理の際に着用する衣服）及び専用の清潔な履き物を持参すること。

熊本県公告第637号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項  
知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成13年熊本県公告第232号の2）の一部を次のように改正する。



第2の1の(1)を次のように改める。

(1)くまもとの夢4カ年戦略(以下「4カ年戦略」という。)

第2の1の(3)中「県総合計画」を「4カ年戦略」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

部 局 名	計画等の名称
総務部	熊本県財政再建戦略
	熊本県消防広域化推進計画
	熊本県地域防災計画
	熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画
	熊本県男女共同参画計画
	熊本県パートナーシップ指針
地域振興部	熊本県過疎地域自立促進方針
	熊本県過疎地域自立促進計画
	国土利用計画(熊本県計画)－第四次－
	熊本県土地利用基本計画
	新熊本県土地対策要綱
	第四次水俣・芦北地域振興計画
	ふるさと五木村づくり計画
	熊本県総合情報通信高度化計画「くまもとの夢実現ITプラン」
	熊本県文化振興基本方針
健康福祉部	第5次熊本県保健医療計画
	熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画
	熊本県地域福祉支援計画“地域ささえ愛プラン”
	くまもとユニバーサルデザイン振興指針
	熊本県次世代育成支援行動計画
	第2期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画
	熊本県地域ケア体制整備構想
	熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「くまもと・健やか・長寿プラン」
	くまもと障害者プラン
	第2期熊本県障がい福祉計画
	熊本県健康増進計画(第2次くまもと21ヘルスプラン)
	熊本県感染症予防計画
	環境生活部
熊本県環境基本計画	
第2次地球温暖化防止に向けた県庁率先行動計画	
有明海・八代海再生に向けた熊本県計画	
熊本地域地下水総合保全管理計画	
熊本県水資源総合計画	
熊本県水道整備基本構想	
熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第1期行動計画	
熊本県野生動植物の多様性保全基本方針	
第10次鳥獣保護事業計画	
熊本県一般廃棄物処理広域化計画	
熊本県廃棄物処理計画	
熊本県産業廃棄物公共関与基本計画	
くまもと食の安全安心のための基本方針	
第2次熊本県食の安全安心推進計画	

	熊本県食育推進計画
	第 8 次熊本県交通安全計画
	熊本県人権教育・啓発基本計画
商工観光労働部	熊本県工業振興ビジョン
	ようこそくまもと観光立県推進計画
	熊本県労働行政プラン「しごといきいき県民プラン」
	第 8 次熊本県職業能力開発計画～くまもと元気づくり産業人材育成プラン～
	くまもと国際化総合指針～世界の活力を熊本へ・熊本の活力を世界へ～
農林水産部	熊本県食料・農業・農村計画
	熊本県水産業振興基本構想
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅡ
	農村地域工業等導入基本計画
	熊本県野菜振興計画
	熊本県果樹農業振興計画
	熊本県花き振興計画
	熊本県農業農村整備実施計画
	地域森林計画
土木部	熊本県建設産業振興プラン
	熊本CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）基本構想
	熊本県広域道路整備基本計画
	熊本県の道路整備に関する中長期計画
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県の港湾ビジョン
	熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針
	熊本県景観づくり基本計画
	熊本県建築物耐震改修促進計画
	熊本県住宅マスタープラン
備考 この別表は、私学文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年 1 回改正するものとする。	

熊本県公告第 6 3 8 号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く久木野村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 1 2 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	月本 亨	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 1 0 3 6 番地
理事	藤原 元治	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 1 6 6 4 番地
理事	松本 謙司	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 3 5 9 3 番地の 2
理事	古澤 俊一	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2 8 5 9 番地
理事	脇坂 春喜	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 1 6 7 番地
理事	光永 政敏	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 1 3 3 2 番地
理事	今村 勇一	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4 4 6 0 番地
理事	今村 六王	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4 1 7 4 番地

理事	小堀 末弘	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰3496番地の1
監事	原田 辰也	阿蘇郡南阿蘇村大字久石3094番地
監事	浅尾 大蔵	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰802番地の1
監事	栃原 辰郎	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰1914番地
就任		
理事	月本 亨	阿蘇郡南阿蘇村大字久石1036番地
理事	藤原 元治	阿蘇郡南阿蘇村大字久石1664番地
理事	原田 忍	阿蘇郡南阿蘇村大字久石3077番地
理事	工藤 節義	阿蘇郡南阿蘇村大字久石2695番地の2
理事	浅尾 大蔵	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰802番地の1
理事	光永 政敏	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰1332番地
理事	栃原 辰郎	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰1914番地
理事	古澤 博幸	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰3805番地
理事	松本 哲治	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰2555番地
監事	古澤 恒徳	阿蘇郡南阿蘇村大字久石2372番地
監事	栃原 久十男	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰1407番地
監事	今村 武博	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰3648番地

**熊本県公告第639号**

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第1項の規定により次のとおり第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第2項の規定により公告する。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

山鹿市第一種大規模小売店舗立地法特例区域

山鹿市の認定中心市街地のうちプラザファイブが立地する区域

（山鹿市山鹿1、6-1、6-2、7、8-1、8-2、9、10、11）

**熊本県公告第640号**

県営福本・富地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成21年12月7日から  
平成22年1月8日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第641号**

平成22・23年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有するものが、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の受付
  - (1) 申請方法
    - ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
    - イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
    - ウ 電子申請（インターネットが利用可能な者は、熊本県電子申請受付システム「よろず申請本舗（<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>）」により申請できます。）

- (2) 受付期間
  - ア 郵送の場合  
平成22年1月12日（火）から平成22年2月4日（木）まで（2月4日の消印有効）
  - イ 持参の場合  
平成22年1月25日（月）から平成22年2月4日（木）まで  
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
  - ウ 電子申請の場合  
平成22年1月12日（火）から平成22年2月4日（木）まで（必着）
- (3) 提出先
  - ア 郵送の場合  
〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設係
  - イ 持参の場合  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館1階101会議室  
※商号の頭文字により受付日が異なるので注意すること。

商号の頭文字	受付日（来庁日）	商号の頭文字	受付日（来庁日）
ア行	1月25日（月）	ハ行	2月 1日（月）
カ行	1月26日（火）	マ行	2月 2日（火）
サ行	1月27日（水）	ヤ行	2月 3日（水）
タ行	1月28日（木）	ラ・ワ行	2月 4日（木）
ナ行	1月29日（金）		

- 2 審査対象期間  
平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間に決算日が属する営業年度
- 3 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
1	入札参加者資格審査申請書＜県外工事＞ ※電子申請の場合は、インターネット申請時に印刷できる帳票（申請書）を、郵送により1部提出すること。	2部
2	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※受付期限までに当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済の経営事項審査申請書、工事種別完成工事高及び経営状況分析結果通知書の写しを受付期間中に提出し、平成22年2月12日（金）までに当該通知書を提出すること。	1部
3	年間委任状 ※原本に限る。主たる営業所以外の営業所に締結権限の委任を行う場合に限る。	1部
4	使用印鑑届 ※原本に限る。独自様式でも可。	1部
5	現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面	1部
6	現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し （平成21年4月1日以降については、様式の改正により「別紙二（1）営業所一覧表」の写し「様式第二十二号の二変更届出書（第二面）」の写しになります。） ※委任先がある場合又は熊本県内にある営業所に発注を希望する業種の許可がある場合は提出すること。 ※営業所が一つである都道府県知事許可業者は提出不要。	1部

	<p>※別表の内容を別紙として作成している場合は、当該別紙についても写しを提出すること。なお、当該別紙は各営業所ごとに許可業種が明記されているものに限る。</p> <p>※許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届書に添付された別表の写しを提出すること。</p> <p>※写しは A 4 版に縮小コピーすること。</p>	
7	役員及び株主（出資者）調書	1 部
8	<p>国税の納税証明書（法人：その 3 の 3、個人：その 3 の 2）</p> <p>※未納税額がないことが記載されているもの。</p> <p>※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。</p>	1 部
9	<p>熊本県税の納税証明書（その 6 等）</p> <p>※未納税額がないことが記載されているもの。</p> <p>※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。</p> <p>※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。</p>	1 部
10	<p>&lt;申請日現在において、ISO 9000 又は 14000 シリーズの認証を受けている場合のみ&gt;</p> <p>申請日現在において有効な審査登録証等の写し</p> <p>※ ISO の認証機関である財団法人日本適合性規格認定協会（JAB）又は JAB と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。</p> <p>※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。</p>	1 部

※電子申請の場合は、上記 1 から 10 までの提出書類のうち該当するものについて郵送により 1 部提出すること。

4 資格審査及び結果通知

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、3 に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けないものとする。

ア 直近の経営事項審査結果通知書において「審査対象年度」及び「前審査対象年度以前」に実績がない業種

イ 委任先（熊本県と契約を締結する権限を有する営業所等）に許可がない業種

ウ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。

(2) 審査の結果は、平成 22 年 3 月末までに文書で通知する予定。

5 入札参加者資格の有効期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

6 注意事項

(1) 書類は、黄色の A 4 のフラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「更新」の別、商号及び振り仮名を明記すること。なお、提出書類については、3 に掲げる順番で綴ること。

(2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所は、1 か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する。」という申請はできない。

(3) 入札参加者資格審査申請書又は添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。

(4) 「更新」申請者（平成 19 年度又は平成 20 年度中に申請し認定を受けた者が、今回引き続き申請する場合をいう。）については、可能な限り平成 20 年 3 月又は平成 21 年 3 月に本県が主たる営業所に通知した入札参加者資格認定通知書の写しを提出すること。

7 問い合わせ先

(1) 申請書全般

熊本県土木部監理課建設業係

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2485

(2) 電子申請関係

熊本県電子自治体コールセンター

電話 096-334-1592

**熊本県公告第642号**

平成22・23年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 申請の受付

(1) 申請方法

ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）

イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）

ウ 電子申請（インターネットが利用可能な者は、熊本県電子申請受付システム「よろず申請本舗（<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>）」により申請できます。）

(2) 受付期間

ア 郵送の場合

平成22年1月12日（火）から平成22年2月4日（木）まで（2月4日の消印有効）

イ 持参の場合

平成22年1月25日（月）から平成22年2月4日（木）まで

受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 電子申請の場合

平成22年1月12日（火）から平成22年2月4日（木）まで（必着）

(3) 提出先

ア 郵送の場合

〒862-8570（県庁専用郵便番号）

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業係

イ 持参の場合

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館1階101会議室

※商号の頭文字により受付日が異なるので注意すること

商号の頭文字	受付日（来庁日）	商号の頭文字	受付日（来庁日）
ア行	1月25日（月）	ハ行	2月 1日（月）
カ行	1月26日（火）	マ行	2月 2日（火）
サ行	1月27日（水）	ヤ行	2月 3日（水）
タ行	1月28日（木）	ラ・ワ行	2月 4日（木）
ナ行	1月29日（金）		

2 審査対象期間

平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間に決算日が属する営業年度ただし、新規設立法人で平成21年9月30日より後で申請時までには第1期の決算を終える者については、当該営業年度を審査対象とする。

3 受付業種

(1) 測量業務

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

(6) 白あり駆除関係業務

なお、(1) から (5) までの業務の詳細な分類については、入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等>（別記様式1）を参照すること。

4 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
1	入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等> ※電子申請の場合は、インターネット申請時に印刷できる帳票（申請書）を、郵送により1部提出すること。	2部
2	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表	1部

	※登録を受けている事業、測量等実績高、有資格者数及び熊本県内の営業所について記載すること。	
3	年間委任状 ※原本に限る。本社以外の営業所に、熊本県と契約を締結する権限を委任する場合に限る。	1部
4	使用印鑑届 ※原本に限る。独自様式でも可。	1部
5	役員及び株主（出資者）調書	1部
6	登録証明書等 1 測量業務の申請者 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の規定による登録を証する書面の写し 2 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定による登録を証する書面の写し 3 その他の業種の申請者 下記の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号） ○地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号） ○補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号） ○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定	各1部
7	測量等実績調書	1部
8	技術者経歴書	1部
9	商業登記簿謄本の写し（法人の場合）又は身元証明書の写し（個人の場合） ※発行後、3か月以内のもの	1部
10	国税の納税証明書（法人：その3の3、個人：その3の2） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。	1部
11	熊本県税の納税証明書（その6等） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1部
12	<申請日現在において、ISO9000又は14000シリーズの認証を受けている場合のみ> 申請日現在において有効な審査登録証等の写し ※ISOの認証機関である財団法人日本適合性規格認定協会（JAB）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。	1部
※電子申請の場合は、上記1から12までの提出書類のうち該当するものについて郵送により1部提出すること。		

なお、2、7及び8については電子申請の際に添付書類として添付できるが、別に郵送でも1部提出すること。

5 資格審査及び結果通知

(1) 地方自治法施行令第167条の4に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けないものとする。

ア 申請直前2か年の営業年度において実績がない業種（地質調査以外については、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要。）

イ 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の規定による登録がない場合の測量業務

ウ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定による登録がない建築関係建設コンサルタント業者の建築一般

エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。

※測量業務、建築関係コンサルタント業務、地質調査業務の指名には該当する技術者が必要。

※土木関係建設コンサルタント業務の指名には2人以上の技術者が必要。

(2) 審査の結果は、平成22年3月末までに文書で通知する予定。

6 入札参加者資格の有効期間

平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

7 注意事項

(1) 書類はA4のフラットファイル（熊本県内業者は青色、県外業者は緑色）に綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「更新」の別、商号及び振り仮名を明記すること。

なお、提出書類については、4に掲げる順番で綴ること。

(2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所は、1か所のみ申請することができるとする。例えば、「土木関係建設コンサルタント業務は本店、建築関係建設コンサルタント業務は支店で契約する。」という申請はできない。

(3) 入札参加者資格審査申請書又は添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。

(4) 「更新」申請者（平成19年度及び平成20年度中に申請し認定を受けた者が、今回引き続き申請する場合をいう。）については、可能な限り平成20年3月又は平成21年3月に本県が主たる営業所に通知した入札参加者資格認定通知書の写しを提出すること。

8 問い合わせ先

(1) 申請書全般

熊本県土木部監理課建設業係

熊本市水前寺六丁目18番1号 電話096-333-2485

(2) 電子申請関係

熊本県電子自治体コールセンター 電話096-334-1592

熊本県公告第643号

平成22年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 申請の対象者

平成22年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有し、次のいずれかに該当する者

(1) 平成20年度中に平成21・22年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事を提出し、平成21年度及び平成22年度に有効な入札参加者資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。））以外の者

(2) 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外の業種について競争入札に参加しようとする者

2 申請の受付

(1) 申請の方法

申請は持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。

(2) 受付期間

平成22年1月19日（火）から平成22年1月22日（金）まで

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 受付場所

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館地下1階

監理課入札室



- 3 提出書類及び提出部数
- (1) 平成22年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2部
  - (2) 平成22年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書 2部
- ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又はほ装工事のいずれかの競争入札に参加しようとする者で、アからスまでの項目に該当するもののみ提出すること。
- ア 平成21年9月30日現在において、財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関が発行するISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証を有する者
  - イ 平成20年1月から平成21年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
  - ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が適用される業者で、平成21年6月1日現在において法定雇用率を達成しているもの又は法定雇用率が適用されない業者で障害者を1人以上雇用している者
  - エ 平成21年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
  - オ 平成20年1月から平成20年12月まで及び平成21年1月から平成21年12月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者
  - カ 平成21年9月30日現在において、財団法人地球環境戦略研究機関が発行するエコアクション21の認証・登録証を有する者
  - キ 平成20年1月から平成21年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者
  - ク 平成21年9月30日現在において、県（熊本土木事務所又は地域振興局）と防災協定を締結している者
  - ケ 平成16年10月から平成21年9月までの間に取得したCPDSの単位（企業全体のもの）がある者
  - コ TIS（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者
  - サ 平成20年1月から平成21年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
  - シ 平成21年9月30日現在において、ほ装用機械を保有し施工体制を整えている者
  - ス 平成21年9月30日現在において、常勤性のあるほ装施工管理技術者を雇用している者
- (3) 「技術事項等評価項目申請にあたっての留意事項」に基づく添付書類 1部
- 4 持参書類
- (1) 平成21年度に本県が通知した経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書又は経営規模等評価結果通知書兼総合評定値請求書及び工事種別完成工事高（審査済印があるものに限る。）
  - (2) 1の(1)に掲げる者については、平成21年3月31日付けの平成21・22年度熊本県工事入札参加者資格認定通知書
- 5 資格審査及び結果通知
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
  - (2) 3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
  - (3) 審査の結果は平成22年3月末までに文書にて通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間  
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成22年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。
- 7 問い合わせ先  
熊本県土木部 監理課 建設業係  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話096-333-2485（ダイヤルイン）

熊本県公告第644号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第84条第1項の規定により公告する。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 第1 競争入札に付する事項
- 1 工事番号 平成21年度債務 河開発第2801-A-101号
- 2 工事名 路木ダム本体工事
- 3 工事場所 天草市河浦町他地内
- 4 工事概要 重力式コンクリートダム  
 堤高 53メートル  
 堤頂長 173メートル  
 堤体積 87,601立方メートル  
 転流掘削工 1式  
 基礎掘削工 1式  
 基礎処理工 1式  
 閉塞工 1式  
 付帯設備工 1式
- 5 工期 契約締結日の翌日から平成26年3月26日まで
- 6 使用する主要な資機材  
 本体コンクリート 87,601立方メートル、コンソリデーショングラウチング(L=5メートル) 86本、カーテングラウチング(L=12.5メートルから30メートル) 101本
- 7 予定価格 4,461,450,000円  
 (入札書比較価格 4,249,000,000円)
- 8 その他  
 (1) 当該工事は、入札時に技術提案書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事に属し、品質確保のため、入札者による施工体制の確保を認める。また、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、審査結果を踏まえ、入札者による入札方式の対称性を確保する。技術提案書等が白紙の場合も提出がなされない場合と同様の扱いとする。技術提案書等が白紙の場合も提出がなされない場合と同様の扱いとする。  
 (2) この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、承認を得て紙入札方式に代えることができる。  
 (3) この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。  
 (4) この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び低入札価格調査における失格判断となる基準価格を設けて再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に規定する対象建設工事である。  
 (5) 当該工事は、建設工事に係る資材建設工事である。  
 (6) 当該工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。
- 第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 構成員4者により結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)で次に掲げる条件をすべて満たしているもの
- 1 共同企業体の治行令第167条の4に規定する者でないこと。  
 (1) 熊本県における土木一式工事に係る入札参加者資格を有する者であること。  
 (2) 熊本県告示第111号以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止を受けていない期間中又は建設業者等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けていない期間中の者でないこと。  
 (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全な者でないこと。  
 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。  
 (5) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事関係が著しく不健全な者でないこと。  
 (6) 次掲げる当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事関係が著しく不健全な者でないこと。  
 (7) 入札に参加しようとする者間の資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者がすべて共通企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。)
- 2 共同企業体の代表構成員(第1構成員)が満たすべき条件  
 (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する土木一式工事に係る経営事項審査(第4の3の(1)の期間の末日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以降、かつ、直近の審査基準日のものに限る。以下同じ。)を受けており、かつ、その総合評定値が1,500点以上であること。  
 (2) 平成10年度以降、元請けとして完成した堤高42メートル以上の重力式コン

- クリートダム工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のもに限る。）
- (3) 次に掲げる基準をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、この技術者は、病休、退職等の特別な場合を除き、変更を認めない。
- ア (2) に掲げる工事について、監理技術者若しくは主任技術者としての経験を有する者又はこれと同程度の施工経験を有する者
- イ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- ウ 第 4 の 3 の (1) の期間の末日以前連続して 3 か月以上、当該入札参加者と直接的な雇用関係にあること。
- 3 共同企業体の第 2 構成員、第 3 構成員及び第 4 構成員が満たすべき条件
- (1) 土木一式工事に係る、営繕事項として総合評定値が 930 点以上であること。
- (2) 平成 10 年度以降、元請けとして完成した土木一式工事におけるコンクリート構造物の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のもに限る。）
- (3) 次に掲げる基準をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、この技術者は、病休、退職等の特別な場合を除き、変更を認めない。
- ア (2) に掲げる工事について、施工経験を有する者
- イ 土木一式工事に係る、建設業法第 7 条第 2 号ハ又は同法第 15 条第 2 号イ（国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。）に該当する者
- ウ 第 4 の 3 の (1) の期間の末日以前連続して 3 か月以上、当該入札参加者と直接的な雇用関係にあること。
- 4 共同企業体の結成に当たっての条件
- (1) 当該工事に関し、2 以上の共同企業体の構成員になることはできない。
- (2) 代表構成員は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資割合の者としなければならない。
- (3) すべての構成員は、15 パーセント以上の出資比率としなければならない。
- (4) 当該工事について、共同企業体としての入札参加者資格の認定を受けなければならない。
- 第 3 総合評価に関する事項
- 1 総合評価の方法
- (1) 総合評価は、技術提案書等を提出した者に標準点 100 点を与え、それに加算点（40 点満点）及び施工体制評価点（30 点満点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除し、定数を乗じた次の式で得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行う。
- $$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点} (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点})}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$$
- (2) 施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成 16 年熊本県告示第 331 号。以下「低入札価格調査実施要領」という。）に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合があります。
- (3) 入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。
- 2 評価に関する基準  
詳細は入札説明書による。
- 第 4 入札手続等
- 1 入札等を担当する部局の名称
- (1) 入札事務を担当する部局の名称  
郵便番号 862-8570  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県土木部監理課
- (2) 技術を担当する部局の名称  
郵便番号 862-8570  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県土木部河川課
- (3) 監督を担当する部局の名称  
郵便番号 863-0013  
天草市今釜新町 3715  
熊本県天草地域ダム建設事務所工務課
- 2 入札説明書及び設計図書の閲覧及び配付
- (1) 期間  
平成 21 年 12 月 4 日（金）から平成 22 年 1 月 21 日（木）まで
- (2) 方法  
入札情報公開サービスシステムによる。
- 3 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、方法及び場所
- (1) 期間

- 平成21年12月4日(金)から平成21年12月16日(水)午後5時まで
- (2) 方法  
電子入札システム又は1の(1)の入札事務を担当する部局に持参若しくは郵送(書留郵便)により提出すること。また、申請書及び資料の提出と併せ、建設工事入札参加資格申請書(共同企業体)及び建設工事共同企業体協定書の写しを提出すること。
- 4 技術提案書等の提出期間、方法及び場所
  - (1) 期間  
平成21年12月25日(金)から平成22年1月12日(火)午後5時まで
  - (2) 方法  
1の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。
- 5 技術提案に係る質問書の提出
  - (1) 期間  
平成21年12月4日(金)から平成21年12月15日(火)午後5時まで
  - (2) 方法  
1の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。
- 6 技術提案に係る質問書に対する回答の閲覧
  - (1) 期間  
質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から平成22年1月21日(木)まで
  - (2) 方法  
入札情報公開サービスシステムによる。
- 7 技術提案に係るヒアリング
  - (1) 期日  
平成22年1月15日(金)
  - (2) 方法  
技術提案の内容について、提案者別にヒアリングを行うので、技術提案に係る説明は、熊本県庁に来庁し説明を行うこと。  
なお、説明者は2人以内とし、時間及び場所は別途通知する。
- 8 競争参加資格確認通知
  - (1) 期限  
平成21年12月24日(木)まで
  - (2) 方法  
電子入札システムによる。ただし、第1の8の(2)により紙入札方式による入札を行う者に対しては、郵送による。そのため紙入札方式による入札を行う者は、申請書及び資料を持参する際に、郵送するための郵便切手(第一種定形郵便の料金に書留料金を加算した額)をはった定形封筒を添付すること。
- 9 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求
  - (1) 期間  
競争参加資格確認通知の日から平成22年1月13日(水)午後5時まで
  - (2) 方法  
1の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。
- 10 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求に対する回答
  - (1) 期限  
平成22年1月18日(月)まで
  - (2) 方法  
書面による。
- 11 設計図書に係る質問書の提出
  - (1) 期間  
平成21年12月4日(金)から平成22年1月14日(木)午後5時まで
  - (2) 方法  
1の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。
- 12 設計図書に係る質問書に対する回答の閲覧
  - (1) 期間  
質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から平成22年1月21日(木)まで
  - (2) 方法  
入札情報公開サービスシステムによる。
- 13 入札
  - (1) 期間  
平成22年1月18日(月)から平成22年1月21日(木)午後5時まで
  - (2) 方法  
電子入札システムによる。ただし、第1の8の(2)により紙入札方式による入札を行う者は14の期日及び場所に、入札書を入れた中封筒を表封筒に入れたものを持参すること。なお、郵送による場合は、13の(1)の期間内に1の(1)の場所に郵送(書留郵便)すること。
- 14 開札
  - (1) 期日

平成 22 年 1 月 22 日 (金) 午前 10 時

(2) 場所  
熊本県庁行政棟本館地下 1 階入札室  
郵便番号 862-8570  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

1.5 落札者決定通知

(1) 期日  
平成 22 年 2 月 23 日 (火) 予定

(2) 方法  
電子入札システムによる。ただし、第 1 の 8 の (2) により紙入札方式による入札を行った者に対しては、郵送による。そのため紙入札方式による入札を行う者は、申請書及び資料を持参する際に、郵送するための郵便切手 (第一種定形郵便の料金に書留料金を加算した額) をはった定形封筒を添付すること。

第 5 その他

1 当該競争入札に付する工事の契約は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 9 6 条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決後本契約となるものである。

2 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金  
納付しなければならない。ただし、国債若しくは県債 (利付債に限る。) の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効  
本公公告示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法  
ア 熊本県会計規則第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、第 3 の 1 により評価値を算出し、得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

イ 低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合においては、落札決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、調査終了後、落札者を決定し通知する。なお、その際、当該調査の対象となる入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

落札者となる者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが認められ公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又は著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち最高評価値の者を落札者とすることがある。

ウ 有効な入札を行った者で評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高くなる者が複数いる場合は、電子入札システムによる電子くじにて落札者を決定し、次に高い評価値の者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高くなる者が複数いる場合は、落札者として決定されなかった者を除き、入札時における入札時刻、くじ番号を使用し、電子くじにより落札者を決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報入手するための窓口 第 4 の 1 に同じ。

(8) 入札参加者資格を有していない者を構成員とする共同企業体の参加  
入札参加者資格を有していない者を構成員とする共同企業体も第 4 の 3 により申請書及び資料を提出することができ、競争入札に参加するためには、開札時において、当該構成員が当該資格の認定を受け、かつ、当該共同企業体が入札参加者資格の確認を受けていない。

4 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能にする施工方法等に係る設計図書の変更に ついて、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書の変更が必要と認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。  
なお、詳細は、特記仕様書等による。

5 その他詳細は入札説明書による。

第 6 Summary

1 Subject matter of the contract

Construction work of the Rogi Dam

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents

- for the qualification  
5:00 P.M. 16 December 2009
- 3 Time-limit for the submission of tenders  
5:00 P.M. 21 January 2010  
(tenders submitted by mail 5:00 P.M. 21 January 2010)
- 4 Contact point for the notice  
Civil Engineering Administration Division,  
Department of Civil Engineering, Kumamoto Prefectural Government,  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, ZIP 862-8570,  
TEL 096-333-2485

**熊本県公告第645号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大林1380番地1
- 2 築造者の氏名 有限会社金銀土地
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字南出口1302番5
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 34.73メートル
- 6 指定年月日 平成21年11月24日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第104号

**熊本県公告第646号**

県有財産を次のとおり売却する。

平成21年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の表示  
所在 熊本市渡鹿三丁目843番1  
地目 宅地  
地積 4,388.39平方メートル（公簿・実測）  
最低売却価格 199,700,000円
- 2 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所  
平成22年2月9日（火）午前11時  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館地下1階入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書  
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による。  
提出期限 平成22年2月2日（火）午後5時  
(郵送の場合は提出期限までに必着のこと)  
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金  
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限  
平成22年2月23日（火）午後5時
- 9 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

1 0 その他

- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から 30 日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

熊本県公告第 647 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。  
平成 21 年 12 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（1 級水準測量）	平成 21 年 12 月 4 日から 平成 22 年 3 月 19 日まで	荒尾市全域

登 載 依 頼

熊本県地域福祉推進委員会公告第 1 号

第 17 回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。  
平成 21 年 12 月 4 日

熊本県地域福祉推進委員会

- 1 開催日時  
平成 21 年 12 月 15 日（火）  
午後 2 時から 4 時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
  - (1) 熊本県地域福祉支援計画の推進状況について
  - (2) 次期熊本県地域福祉支援計画の策定について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県地域福祉推進委員会事務局  
（熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉班）  
（電話 096-383-1111 内線 7025）

くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会公告第 1 号

平成 21 年度第 2 回くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会を次のとおり開催する。  
平成 21 年 12 月 4 日

くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会 座長 溝上 章志

- 1 開催日時  
平成 21 年 12 月 16 日（水）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁本館 10 階 1002 会議室
- 3 議題等
  - ①本年度追加・改修したシステムの機能について
  - ②システムの名称、愛称について
  - ③その他
- 4 傍聴者の定員  
10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進協議会事務局（熊本県地域振興部情報企画課内）

（電話096—333—2144（ダイヤルイン））

熊本県公安委員会規則第12号

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則を次のように定める。

平成21年12月4日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成13年熊本県公安委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）、指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「府令」という。）及び猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）の規定に基づき、熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う事務の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

（届出書等の部数）

第2条 施行規則第1条第2項の規定により公安委員会が定めることができる書類等（以下「届出書等」という。）の部数は、次の各号に掲げるものにあつては、1通とする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する人命救助等に從事する者届出書
- (2) 施行規則第6条第1項に規定する使用人届出書
- (3) 施行規則第9条に規定する銃砲所持許可申請書、刀剣類所持許可申請書、技能検定申請書、猟銃等所持許可更新申請書、教習資格認定申請書及び練習資格認定申請書
- (4) 施行規則第20条に規定する猟銃等講習受講申込書
- (5) 施行規則第44条に規定する射撃指導員指定申請書
- (6) 施行規則第75条に規定する年少射撃資格認定申請書
- (7) 施行規則第81条に規定する年少射撃資格講習受講申込書

2 前項各号に掲げるもののほか、届出書等の部数は、施行規則に定めるところによるものとする。

（人命救助等に從事する者届出済証明書等の再交付）

第3条 施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に從事する者届出済証明書又は施行規則第6条第2項に規定する使用人届出済証明書を亡失、盗難又は滅失した者は、届出済証明書亡失等届出書（別記様式第1号）を提出して、その再交付を受けることができる。

（申請書の添付書類）

第4条 法第4条第1項第1号の規定により空気銃の所持の許可を受けている場合であつて、当該空気銃について同項第5号の2の規定による許可を受けようとするときは、添付書類として申立書（別記様式第2号）を提出するものとする。

2 施行規則第11条第1項第3号に規定する添付書類の様式は、誓約書（別記様式第3号）のとおりとする。

3 施行規則第11条第1項第5号に規定する添付書類の様式は、誓約書（別記様式第4号）のとおりとする。

4 施行規則第76条第1項第3号に規定する添付書類の様式は第2項に規定する誓約書、同条第1項第6号に規定する添付書類の様式は同意書（別記様式第5号）のとおりとする。

（認知機能検査）

第5条 法第4条の3第1項の規定により認知機能検査を受けようとする者は、住所地を管轄する警察署において、認知機能検査受検申請書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

2 公安委員会は、法第4条の3第2項の規定により、医師の診断を受けるべきことを命ずるときは、受診等命令書（別記様式第7号）により行うものとする。

（医師の指定）

第6条 法第4条の3第2項及び法第12条の3に規定する診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。



診断の対象者	医師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（政令第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
政令第8条第3号に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 前項の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げない。  
 3 公安委員会は、第1項の指定を行ったときは、次に掲げる事項を告示するものとする。  
 告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

- (1) 医師の氏名
- (2) 医療機関の名称及び所在地
- (3) 診断の対象者
- (4) 指定年月日及び指定期間

（都道府県公安委員会との連絡）  
 第7条 公安委員会は、政令第35条各項の規定により他の都道府県公安委員会に通知するときは、銃砲刀剣類所持許可異動通知書（別記様式第8号）により行うものとする。  
 （不許可等の通知）

第8条 公安委員会は、法第5条の規定による不許可又は法第9条の5第2項、法第9条の10第2項若しくは法第9条の13第1項の規定による不認定の処分をするときは、不許可・不認定通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。  
 （猟銃等講習会）

第9条 法第5条の3第1項に規定する講習会（以下この項において「猟銃等講習会」という。）は、経験者講習会（現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号に掲げる者に対して行う猟銃等講習会をいう。以下この条において同じ。）及び初心者講習会（経験者講習会の対象となる者以外の者に対して行う猟銃等講習会をいう。以下この条において同じ。）に分けて実施するものとする。

2 前項に規定する経験者講習会にあっては各警察署が、初心者講習会にあっては熊本県警察本部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）が、それぞれ実施するものとする。

3 第1項に規定する経験者講習会の講習を受けようとする者は当該講習会の開催日までに、初心者講習会の講習を受けようとする者は当該講習会の開催日に、それぞれの開催場所において施行規則第20条に規定する猟銃等講習受講申込書を提出しなければならない。  
 （講師の委嘱）

第10条 公安委員会は、法第5条の3第4項又は同項を準用する法第9条の14第3項の規定により講習会の開催に関する事務の一部を委嘱するときは、あらかじめ被委嘱者の住所地を管轄する警察署長の意見を聴くものとする。

2 公安委員会は、前項により委嘱するときは、講師委嘱状台帳（別記様式第10号）に登載し、委嘱状（別記様式第11号）を交付するものとする。  
 （技能講習）

第11条 公安委員会は、法第5条の5第4項の規定により同条第1項に規定する講習に関する事務の一部を委託して行うものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する講習を行うときは、開催日の1か月前までにその日時及び場所その他講習の開催に関し必要な事項を公表するものとする。

3 第1項に規定する講習を受けようとする者は、開催日の2週間前までにその者の住所地を管轄する警察署において、施行規則第26条に規定する技能講習受講申込書を提出しなければならない。  
 （指定射撃場等の表示）

第12条 法第9条の2第1項に規定する指定射撃場、法第9条の4第1項に規定する教習射撃場又は法第9条の9第1項に規定する練習射撃場（以下「指定射撃場等」という。）を設置し、又は管理する者（以下「設置者等」という。）は、指定射撃場にあつては別記様式第12号、教習射撃場にあつては別記様式第13号、練習射撃場にあつては別記様式第14号の表示を指定射撃場等の入り口付近の見やすい場所にそれぞれ掲示しなければならない。

2 設置者等は、指定射撃場等を廃止し、又は指定射撃場等の指定が解除されたときは、直ちに前項の表示を撤去しなければならない。

- (指定射撃場等の管理方法の基準)
- 第13条 府令第8条第7号に規定する射撃に関する事故を防止するため必要な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 設置者等の指示する時間以外に射撃をしないこと。
  - (2) 指定された銃砲及び弾以外に使用しないこと。
  - (3) 定められた射台以外に場所を射撃をしないこと。
  - (4) 定められた標的以外に方向に射撃をしないこと。
  - (5) 射撃実施中はみだりに射場に立ち入らないこと。
  - (6) 酒気を帯びて射撃をしないこと。
  - (7) その他設置者等の指示に従うこと。
- 2 設置者等は、射撃実施中は赤旗を掲げ、関係者以外の者の指定射撃場等への立入りを防止しなければならない。
- (行政処分)
- 第14条 警察署長は、法第9条の5第3項、法第9条の10第3項、法第11条第1項から第6項まで若しくは法第11条の3に規定する取消し又は法第10条の9に規定する指示を行ふ必要があるときは、遅滞なく、行政処分上申書(別記様式第15号)を作成し、熊本県警察本部生活安全企画課長に送付するものとする。
- 2 前項に規定する行政処分上申書を送付するときは、関係書類を添付するものとする。
- 3 区分委員会は、それぞれ当該各号に定める様式により、經由して通知するものとする。
- 警察署長(次項において「所轄警察署長」という。)を経由して通知するものとする。
- (1) 法第9条の5第3項の規定による射撃練習を受ける資格の取消し及び法第9条の10第3項の規定による射撃練習を受ける資格の取消し 教習・練習資格認定取消通知書(別記様式第16号)
  - (2) 法第10条の9に規定する指示 指示書(別記様式第17号)
  - (3) 法第11条第1項から第6項までの規定による許可の取消し 取消処分決定通知書(別記様式第18号)
  - (4) 法第11条の3の規定による年少射撃資格の認定の取消し 年少射撃資格認定取消通知書(別記様式第19号)
- 4 公安委員会及び所轄警察署長は、行政処分台帳(別記様式第20号)を備え付け、その都度、整理しておくものとする。
- (教習用備付け銃等の確認等)
- 第15条 公安委員会は、法第9条の6第2項に規定する教習用備付け銃若しくは法第9条の11第2項に規定する練習用備付け銃(以下この条において「教習用備付け銃等」という。)の届出又は変更の届出を受けたときは、直ちに教習用備付け銃等の確認及び保管状況調査しなければならない。
- (年少射撃資格講習会)
- 第16条 法第9条の14第1項に規定する講習会は、生活安全企画課が実施するものとする。
- 2 前項に規定する講習会の講習を受けようとする者は、当該講習会の開催日に開催場所において、施行規則第81条に規定する年少射撃資格講習受講申込書を提出しなければならない。
- (報告徴収等)
- 第17条 公安委員会は、法第12条の3の規定により、報告を求める場合にあっては報告徴収書(別記様式第21号)、医師の診断を受けなければならないこと命ずる場合にあっては第5条第2項に規定する受診等命令書により行うものとする。
- (猟銃安全指導委員の活動区域)
- 第18条 猟銃安全指導委員規則第2条第1項により公安委員会が定める活動区域は、熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年条例第34号)別表に定める警察署の管轄区域とする。
- (台帳の整理)
- 第19条 施行規則第117条に規定する台帳(法第7条第1項の規定による銃砲の所持の許可、法第7条の3第2項の規定による許可の更新及び法第10条の8第1項の規定による猟銃等保管業の届出に係る台帳を除く。)の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。
- (1) 法第3条第1項第11号又は同条第3項の規定による捕鯨用標識銃等製造事業者及び捕鯨用標識銃等販売事業者の届出並びに同条第1項第13号又は同条第3項の規定による輸出のための刀剣類の製作を業とする者の届出 別記様式第22号
  - (2) 法第5条の3第2項の規定による講習修了証明書、法第5条の4第2項の規定による技能検定合格証明書、法第5条の5第2項の規定による技能講習修了証明書、法第9条の5第2項の規定による講習資格認定証、法第9条の10第2項の規定による練習資格認定証、法第9条の13第2項の規定による年少射撃資格認定証及び法第9条の14第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付 別記様式第23号
  - (3) 法第7条第1項の規定による刀剣類の所持の許可 別記様式第24号
  - (4) 法第9条の4第1項の規定による教習射撃場の指定及び法第9条の9第1項の規定による練習射撃場の指定 別記様式第25号
- 附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月4日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この規則施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
  - 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 別記様式第1号（第3条関係）

届出済証明書亡失等届出書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所  
氏名 ④

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第5条第3項 第6条第5項 の規定により、次のとおり届け  
出ます。

届出の種類	亡失 ・ 盗難 ・ 滅失				
交付番号及び 交付年月日	年 月 日				
事業場の名称 及び所在地					
所持させようとする 銃砲刀剣類の種類					
使 用 人	本籍				
	住所				
	氏名		生年月日		
人 命 救 助 等 従 事 者	氏名		生年月日		届出人との関係
	氏名		生年月日		届出人との関係
	氏名		生年月日		届出人との関係
	氏名		生年月日		届出人との関係
	氏名		生年月日		届出人との関係

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

申 立 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

職業

氏名

（印）

私は、次の空気銃について銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けていますが、当該空気銃について更に申請しようとする同項第 5 号の 2 の規定による許可を受けた日をもって同項第 1 号による許可が失効することを承知しています。

許可番号	
銃 番 号	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 3 号（第 4 条関係）

誓 約 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

職業

氏名

㊟

私は、銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 2 号から第 1 8 号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 4 号（第 4 条関係）

誓 約 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

職業

氏名

⑩

私は、銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる人の生命若しくは身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して 10 年を経過していない者又は同項第 3 号に掲げる銃砲刀剣類等を使用して、同項第 2 号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して 10 年を経過していない者に該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 5 号（第 4 条関係）

同 意 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

職業

氏名

㊦

私は、次に掲げる者について銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 1 3 第 1 項に規定する監督をすることに同意します。

住 所	
職 業	
氏 名	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6 号（第 5 条関係）

認知機能検査受検申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所  
氏名 ㊦  
年 月 日生（ 歳）

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 1 項に規定する認知機能検査を受けたいので、申請します。

連絡先	自 宅	(            )	—
	勤 務 先	(            )	—
手 数 料			

備考

- 1 連絡先欄は、自宅及び勤務先の電話番号を記入すること。
- 2 手数料欄には、銃砲刀剣類所持許可認知機能検査手数料として熊本県収入証紙をはり付けること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 7 号（第 5 条関係）

（表）

熊本県公安委員会達第      号

住所  
氏名 ㊦  
年 月 日生

受診等命令書

銃砲刀剣類所持等取締法 第 4 条の 3 第 2 項 の規定により、次のとおり指定する  
第 1 2 条 の 3  
医師の診断を受けるべきこと及び当該診断の結果の報告を求めます。



1 受診を命じる理由

2 受診する指定医の氏名並びに当該指定医が勤務する医療機関の名称及び所在地

3 報告の期限

年 月 日

熊本県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

#### 教 示 事 項

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

--	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。  
別記様式第 8 号（第 7 条関係）

公安委員会 殿	熊公委第 号 年 月 日
熊本県公安委員会 印	
銃砲刀剣類所持許可異動通知書	

旧	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
	種 類	ライフル銃 ・ 散弾銃 ・ 空気銃 ・ 刀剣類		
	許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
	住 所			
	氏 名			

新	生年月日	年 月 日生		
	許可番号	熊公 ( ) 第 号	許可年月日	年 月 日
			確認年月日	年 月 日
異動事項	譲受け ・ 相続 ・ 住所異動			
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。  
別記様式第 9 号（第 8 条関係）

熊本県公安委員会指令第 号

住所  
氏名

年 月 日生

不許可・不認定通知書

年 月 日付け

申請については、次の理由により

許可  
認定

しません。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を



熊本県公安委員会  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。  
別記様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

# 委 嘱 状

殿

あなたを銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 3 第 1 項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師として委嘱します。

年 月 日

熊本県公安委員会

別記様式第 1 2 号 (第 1 2 条関係)

熊本県公安委員会指定第 号

射 撃 場

指定された銃砲の種類

備考

- 1 縦の長さは 8 0 センチメートル以上とし、横の長さは 1 7 0 センチメートル以上とする。
- 2 熊本県公安委員会の指定番号を記入すること。
- 3 府令第 3 条に規定する指定射撃場の種類ごとの区分を記載すること。
- 4 指定された銃砲の種類を記載すること。

別記様式第 1 3 号 (第 1 2 条関係)

熊本県公安委員会指定第 号

教 習 射 撃 場

管理者

氏名

住所

備考

- 1 熊本県公安委員会の指定番号を記入すること。
- 2 教習射撃場の管理者の氏名及び住所を記載すること。

別記様式第 1 4 号 (第 1 2 条関係)

熊本県公安委員会指定第 号

練 習 射 撃 場

管理者

氏名

住所

備考

- 1 熊本県公安委員会の指定番号を記入すること。
- 2 練習射撃場の管理者の氏名及び住所を記載すること。

別記様式第 1 5 号 (第 1 4 条関係)

年 月 日

## 行政処分上申書

熊本県公安委員会 殿

警察署長

次の事案について調査した結果、行政処分をする必要があると認められるので、関係書類を添えて上申します。

事 案 の 概 要		
被 処 分 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名 又 は 法 人 の 名 称	
	生 年 月 日	
許 可	種 別	
	番 号	
	年 月 日	
警 察 署 長 の 意 見		
前 科 、 行 政 処 分 の 有 無 及 び 行 状		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 6 号（第 1 4 条関係）

熊本県公安委員会達第 号

住所  
氏名

年 月 日生

教習・練習資格認定取消通知書

年 月 日付け第 号で認定した 射撃教習 射撃練習 を受ける資格は、  
次の理由により取り消します。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 1 行政手続法（平成5年法律第88号）第15条に規定する方法により聴聞の通知を行うこと。
- 2 被処分者が聴聞の期日に出頭しなかったときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条に規定する教示を行うこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



別記様式第 1 7 号 (第 1 4 条関係)

熊本県公安委員会達第 号

住所  
氏名

年 月 日生

指 示 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 1 0 条の 9 の規定により、次のとおり指示します。

1 指示事項

2 理 由

3 履行期限

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 8 号（第 1 4 条関係）

熊本県公安委員会達第 号

住所  
氏名

年 月 日生

取消処分決定通知書

年 月 日付け第 号で許可した  
は、次の理由により取り消します。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備 考

- 1 行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 1 5 条に規定する方法により聴聞の通知を行うこと。
- 2 被処分者が聴聞の期日に出頭しなかったときは、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 5 7 条に規定する教示を行うこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 9 号 (第 1 4 条関係)

熊本県公安委員会達第 号

住所  
氏名

年 月 日生

年少射撃資格認定取消通知書

年 月 日付け第 号で認定した年少射撃資格は、次の理由により  
取り消します。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本  
県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起す  
ることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、  
処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができな  
くなります。）。

備 考

- 1 行政手続法（平成5年法律第88号）第15条に規定する方法により聴聞の通知を  
行うこと。
- 2 被処分者が聴聞の期日に出頭しなかったときは、行政不服審査法（昭和37年法律  
第160号）第57条に規定する教示を行うこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 2 0 号 (第 1 4 条関係)

行政処分台帳

番号	本籍及び住所	氏名及び 生年月日	許 可 証			処分理由	処分結果 年 月 日	処分後の 措置状況	備 考
			種 別	許可番号	許可年月日				

熊本県公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 2 1 号 (第 1 7 条関係)

熊本県公安委員会達第 号

住所

氏名

年 月 日生

報告徴収書

銃砲刀剣類所持等取締法第 1 2 条の 3 の規定により、次のとおり報告を求めます。

1 報告を求める理由

2 報告を求める内容

3 報告の期限

年 月 日

熊本県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 2 2 号（第 1 9 条関係）

（表）  
届出台帳

区 分	<input type="checkbox"/> 銃砲製造届出台帳 <input type="checkbox"/> 銃砲販売届出台帳 <input type="checkbox"/> 刀剣類製作届出台帳
-----	--

届 出 番 号	第 号	届 出 年月日	年 月 日	廃 業 年月日	年 月 日
事業者	住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）				
	事業所の名称				
	氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）				
事 業 内 容	届出事業名				
	銃砲及び刀剣類の種類				
	種類別の月間予定		銃砲製造数 銃砲販売数 刀剣類製作数		
変 更 事 項					

熊本県公安委員会

備考

1 区分欄は、該当する□に印を付けること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。  
(裏)

使 用 人					
氏 名	生年月日	住 所	証明書 番 号	証明書交付 年 月 日	備 考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。  
熊本県公安委員会

別記様式第 2 3 号 (第 1 9 条関係)

交付台帳

区 分	<input type="checkbox"/> 講習修了証明書	<input type="checkbox"/> 技能検定合格証明書
	<input type="checkbox"/> 技能講習修了証明書	<input type="checkbox"/> 教習資格認定証
	<input type="checkbox"/> 練習資格認定証	<input type="checkbox"/> 年少射撃資格認定証
	<input type="checkbox"/> 年少射撃資格講習修了証明書	

交付番号	交付年月日	本籍及び住所	氏名及び 生年月日	性別	備考
	年 月 日		年 月 日	男・女	
	年 月 日		年 月 日	男・女	
	年 月 日		年 月 日	男・女	
	年 月 日		年 月 日	男・女	
	年 月 日		年 月 日	男・女	

備考

- 1 区分欄は、該当する口に印を付けること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 2 4 号（第 1 9 条関係）

刀剣類所持許可台帳

許可番号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号		
署 名							
刀 剣 類	種 類				特 徴		
	刃 渡 り				法第 4 条第 1 項に規定する用途		
	製作者名(銘)				備 考		
所 持 者	本 籍				職 業	許可年月日 及び番号	年 月 日
	住 所				氏 名		熊公( )第 号
	入 手	年 月 日 ( )			生年月日	年 月 日	確 認
	本 籍				職 業	許可年月日 及び番号	年 月 日
	住 所				氏 名		熊公( )第 号
	入 手	年 月 日 ( )			生年月日	年 月 日	確 認
	本 籍				職 業	許可年月日	年 月 日

住 所	氏 名	及び番号	熊公( )第号
入 手	年 月 日 ( )	生年月日	年 月 日
		確 認	

熊本県公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 2 5 号 (第 1 9 条関係)

(表)

射撃場カード		指 定 区 分	<input type="checkbox"/> 指 定 教 練	<input type="checkbox"/> 指 定 教 習	年 月 日	年 月 日	年 月 日
1	名称						
2	所在地						
3	射撃場の区分	<input type="checkbox"/> クレー	<input type="checkbox"/> ライフル	<input type="checkbox"/> けん銃	<input type="checkbox"/> 空気銃		
4	射座(面)数	( )					
5	使用実包						
6	設置者の本籍、住所、職業、氏名及び生年月日					<input type="checkbox"/> 自然人	<input type="checkbox"/> 公共団体
						<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 法人以外の団体
7	管理者の本籍、住所、職業、氏名及び生年月日						
8	管理者と設置者の関係	<input type="checkbox"/> 設置者本人		<input type="checkbox"/> 雇用関係 ( )		<input type="checkbox"/> その他 ( )	
9	管理者の居住状況	<input type="checkbox"/> 射撃場内	<input type="checkbox"/> おおむね 1 km 以内	13	夜間の宿直員の有無	夜間警報装置設置	<input type="checkbox"/> 有る
		<input type="checkbox"/> 射撃場外		<input type="checkbox"/> 上記以外			<input type="checkbox"/> 有り
10	備付銃	<input type="checkbox"/> 有り	( ) 丁	14	銃の保管状況	<input type="checkbox"/> 有り (収容能力 ) 丁	<input type="checkbox"/> 無し
11	従業員数	人		15	射場利用料金		
12	火薬類販売設備	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し				

熊本県公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

射撃場付近見取図	従業員射撃(教習)指導員等名			
N 4	職名	住 所	氏 名	生年月日
直近警察施設( )から約 km				
直近民家( )から約 km				
直近主要道路入口から約 km				

熊本県公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。